

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一 二十七 (略)</p> <p>二十八 買換特例圧縮積立金 投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の八第一項若しくは同法第六十六条の二第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは同法第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益（法第百三十六条に規定する利益をいう。以下同じ。）から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第一項に</p>	<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一 二十七 (略)</p> <p>(新設)</p>

規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第四十八条第三項の規定により同項の負ののれん発生益に細分された金額、同項の規定により同項の減損損失に細分された金額の百分の七十に相当する金額及び第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除し、その控除後の金額に租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十二條の十九第四項の規定により加算する金額（同条第五項の適用を受ける場合には、同項の規定により加算する金額とする。）を加えて得た金額（第十八条の二第一項第三号において「配当可能利益の額」という。）の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。

（利益超過分配金額の出資総額等からの控除）

第十八条 法第三十七條第一項本文の規定により、利益を超えて投資主に分配された金額（以下「利益超過分配金額」という。）を法第三十七條第三項の規定に基づき出資総額又は出資剰余金の額から控除する場合には、利益超過分配金額を、最初に出資剰余金の額から控除するものとし、当該控除をしてもなお控除しきれない利益超過分配金額があるときは、これを出資総額から控除するものとする。

（買換特例圧縮積立金）

第十八条の二 買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合に限り

第十八条 法第三十七條第一項本文の規定により、利益（法第三十六條に規定する利益をいう。以下同じ。）を超えて投資主に分配された金額（以下「利益超過分配金額」という。）を法第三十七條第三項の規定に基づき出資総額又は出資剰余金の額から控除する場合には、利益超過分配金額を、最初に出資剰余金の額から控除するものとし、当該控除をしてもなお控除しきれない利益超過分配金額があるときは、これを出資総額から控除するものとする。

（新設）

、当該各号に掲げる金額を取り崩すことができるものとする。

一 買換資産（租税特別措置法第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）について、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十一条第一項に規定する償却費として損金経理した額のうち同法第二十二條第三項の規定により損金の額に算入する額（以下この号において「損金算入額」という。）があるとき 当該買換資産に係る買換特例圧縮積立金として当該買換資産を取得した営業期間に係る金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた額に当該買換資産に係る損金算入額を当該買換資産の取得価額（租税特別措置法第六十五条の七第八項（同法第六十五条の八第十六項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第七項若しくは同法第二十条第十七項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合はこれらの規定による減額後の取得価額とする。）で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額

二 買換資産又は租税特別措置法第六十六条の二第一項の適用を受けた同項に規定する先行取得土地等の全部について、譲渡、除却又は滅失その他これらに類する事由が生じたとき 当該買換資産

又は当該先行取得土地等に係る買換特例圧縮積立金の額に相当する金額

三 租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益から貸借対照表上の買換特例圧縮積立金の額を控除した金額が、当該適用事業年度の配当可能利益の額の百分の九十に相当する金額を超えない場合において、取崩金額の全額を当期の金銭の分配に充当することにより同項の規定の適用を受けようとするとき（当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた買換特例圧縮積立金がないときに限る。）

当該配当可能利益の額に取崩金額を加えて得た額の百分の九十に相当する金額を超えることとなる金銭の分配をするために最低限度必要な金額

2 | 前項の規定にかかわらず、買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる金額を取り崩すものとする。

一 租税特別措置法第六十五条の八第一項の規定の適用を受けた積立金を積み立てる方法により経理した金額について、同条第七項に規定する取得指定期間を経過するとき 当該金額から同条第九項の規定により益金の額に算入した額を控除して得た額に相当する金額

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金を積み立てる方法により経理した金額について、同条第七項に規定する取得指定期間を経過するとき 当該金額から同条第九項の規定により益

金の額に算入した額を控除して得た額に相当する金額

(純資産の部の区分)

第三十九条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。  
い。

一 投資主資本

二 評価・換算差額等

2 投資主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第四号に掲げる項目は、控除項目とする。

一 出資総額

二 新投資口申込証拠金

三 剰余金

四 自己投資口

3 出資総額に係る項目は、法第二百五条第三項又は第三百三十七条第三項の規定により出資総額から控除される金額がある場合には、出資総額と出資総額控除額とに区分しなければならない。

4 剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 出資剰余金

二 任意積立金

三 当期末処分利益又は当期末処理損失

5 前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分する

(純資産の部の区分)

第三十九条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。  
い。

一 投資主資本

二 評価・換算差額等

2 投資主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第四号に掲げる項目は、控除項目とする。

一 出資総額

二 新投資口申込証拠金

三 剰余金

四 自己投資口

3 出資総額に係る項目は、法第二百五条第三項又は第三百三十七条第三項の規定により出資総額から控除される金額がある場合には、出資総額と出資総額控除額とに区分しなければならない。

4 剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 出資剰余金

二 任意積立金

三 当期末処分利益又は当期末処理損失

5 前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分する

ことができる。ただし、同号に掲げる項目に買換特例圧縮積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならない。

6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

- 一 その他有価証券評価差額金
- 二 繰延ヘッジ損益

(当期未処分利益又は当期未処分損失)

第五十四条 次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前条に規定する当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなければならない。

- 一 (略)

二 一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額

2 (略)

3 第一項第二号に掲げる取崩しの額に買換特例圧縮積立金の取崩しの額が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金の取崩しの額をその他の取崩しの額と区分して表示しなければならない。

4 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨規約(法第六十七条第一項に規定する規約をいう。以下同じ。)に定めがある投資法人にあつては、払戻しに伴う当期純利益の分配額は第一項に規定する当期純利益金額から当該金額を減算する形式により、払戻しに伴う当期純損失金額の分配額は同項に規定する当期純損失金額に当該金

ことができる。

6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

- 一 その他有価証券評価差額金
- 二 繰延ヘッジ損益

(当期未処分利益又は当期未処分損失)

第五十四条 次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前条に規定する当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなければならない。

- 一 (略)

二 一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額

2 (略)

3 (新設)

3 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨規約(法第六十七条第一項に規定する規約をいう。以下同じ。)に定めがある投資法人にあつては、払戻しに伴う当期純利益の分配額は第一項に規定する当期純利益金額から当該金額を減算する形式により、払戻しに伴う当期純損失金額の分配額は同項に規定する当期純損失金額に当該金

額を加算する形式により、表示しなければならない。

5| 前条に規定する当期純利益金額又は当期純損失金額に第一項各号に掲げる額及び前項に規定する額を加減した額は、当期末処分利益又は当期末処理損失として表示しなければならない。

第五十六条 投資主資本等変動計算書については、この条に定めるところによる。

2 投資主資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

- 一 投資主資本
- 二 評価・換算差額等

3 投資主資本は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

- 一 出資総額
- 二 新投資口申込証拠金
- 三 剰余金
- 四 自己投資口

4 剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

- 一 出資剰余金
- 二 任意積立金
- 三 当期末処分利益又は当期末処理損失

5 前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。ただし、同号に掲げる項目に買換特例圧縮積立金

額を加算する形式により、表示しなければならない。

4| 前条に規定する当期純利益金額又は当期純損失金額に第一項各号に掲げる額及び前項に規定する額を加減した額は、当期末処分利益又は当期末処理損失として表示しなければならない。

第五十六条 投資主資本等変動計算書については、この条に定めるところによる。

2 投資主資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

- 一 投資主資本
- 二 評価・換算差額等

3 投資主資本は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

- 一 出資総額
- 二 新投資口申込証拠金
- 三 剰余金
- 四 自己投資口

4 剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

- 一 出資剰余金
- 二 任意積立金
- 三 当期末処分利益又は当期末処理損失

5 前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。

含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならない。

6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 その他有価証券評価差額金
- 二 繰延ヘッジ損益

7 出資総額、剰余金及び自己投資口に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。

- 一 当期首残高（遡及適用等をした場合にあつては、当期首残高及びこれに対する影響額。次項において同じ。）
- 二 当期変動額
- 三 当期末残高

8 評価・換算差額等に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

- 一 当期首残高
- 二 当期変動額
- 三 当期末残高

（金銭の分配に係る計算）

6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 その他有価証券評価差額金
- 二 繰延ヘッジ損益

7 出資総額、剰余金及び自己投資口に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。

- 一 当期首残高（遡及適用等をした場合にあつては、当期首残高及びこれに対する影響額。次項において同じ。）
- 二 当期変動額
- 三 当期末残高

8 評価・換算差額等に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

- 一 当期首残高
- 二 当期変動額
- 三 当期末残高

（金銭の分配に係る計算）

<p>第七十六条 金銭の分配に係る計算書においては、次に掲げる項目に従って金銭の分配の内容を明らかにしなければならない。</p> <p>一 当期末処分利益又は当期末処理損失</p> <p>二 分配金</p> <p>三 任意積立金</p> <p>四 次期繰越利益又は次期繰越損失</p> <p>2 第三十九条第四項第二号の任意積立金を取り崩して当期の金銭の分配に充当する場合には、当該取崩金額は、前項第一号の当期末処分利益又は当期末処理損失に当該金額を加減算する方式により、当該積立金取崩高を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。この場合において、当該取崩金額に第十八条の二第一項第三号に掲げる取崩しの金額が含まれている場合は、その取崩高をその他の積立金取崩高と区分して表示しなければならない。</p> <p>3 第一項第三号に掲げる項目に、買換特例圧縮積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金をその他の任意積当金と区分して表示しなければならない。</p>	<p>第七十六条 金銭の分配に係る計算書においては、次に掲げる項目に従って金銭の分配の内容を明らかにしなければならない。</p> <p>一 当期末処分利益又は当期末処理損失</p> <p>二 分配金</p> <p>三 任意積立金</p> <p>四 次期繰越利益又は次期繰越損失</p> <p>2 第三十九条第四項第二号の任意積立金を取り崩して当期の金銭の分配に充当する場合には、当該取崩金額は、前項第一号の当期末処分利益又は当期末処理損失に当該金額を加減算する方式により、当該積立金取崩高を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行の日前に金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の八第一項若しくは同法第六十六条の二第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは同法第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金については、この府令による改正後の投資法人の計算に関する規則第二条第二項第二十八号の規定にかかわらず、同号に規定する買換特例圧縮積立金には該当しないものとみなす。